

1 計画の策定体制と策定経過

(1) 策定体制

東浦町緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を定めるに当たり、緑地の保全、緑化の推進等について意見を聴取するため東浦町緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 緑の基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会を所管する課の長(以下「所管課長」という。)が依頼する。

- (1) 緑地の保全及び緑化の推進に関して学識経験を有する者
- (2) 町内各区の区長
- (3) 公募により選考された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から新たな緑の基本計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて所管課長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

2 この要綱は、新たな緑の基本計画の策定の日をもって、その効力を失う。

東浦町緑の基本計画策定委員会委員 名簿（敬称略）

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	千頭 聡	日本福祉大学 国際福祉開発学部 教授	委員長
町内各区の区長	水野 博隆	森岡区長	
〃	内藤 明綱	緒川区長	
〃	野村 雅廣	緒川新田区長	
〃	鈴木 善博	石浜区長	
〃	杉浦 義治	生路区長	
〃	田島 由美子	藤江区長	副委員長
公募委員	児玉 しげみ		
〃	廣瀬 恵		
オブザーバー	小嶋 幸則 （代理：三宅 安）	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課 課長 （代理：同 課長補佐）	

（２）策定経過

No.	日時	検討内容
第 1 回	2020（令和 2）年 11 月 11 日（水）	1 緑の基本計画とは 2 東浦町の緑の現況と課題 3 緑のまちづくりに期待すること
第 2 回	2020（令和 2）年 12 月 21 日（月）	1 緑の将来像について 2 計画の目標について 3 緑に関する施策について
第 3 回	2021（令和 3）年 1 月 14 日（木）	1 緑の基本計画（素案） 2 進行管理について
【パブリックコメント】 2021（令和 3）年 2 月 1 日（月）～ 3 月 1 日（月）		
第 4 回 （書面会議）	2021（令和 3）年 3 月	1 パブリックコメントの報告
【東浦町緑の基本計画の決定】 2021（令和 3）年 3 月		

2 用語の説明

ア行	愛知県広域緑地計画	愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するに当たり、広域的な観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県の市町村の「緑の基本計画」の指針となることを目的とした計画。
	アダプトプログラム	道路や公園などの公共空間を、場所を決めて、住民（地域団体や事業者など）が里親になって、その場所の環境美化活動などを行い、行政がそれを支援する制度。〔アダプト（Adopt）とは、英語で「～を養子にする」の意味。〕
	インクルーシブパーク	どんな子どもでも遊べるユニバーサルデザインの視点を取り入れた公園づくりで、車いすや歩行者を使ったまま遊べる遊具や、誰もが一休みしやすいベンチなど、誰もが楽しく遊べるための工夫がされた公園。
	エコロジカルネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークとも呼ばれる。
	SDGs （持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals」の略語で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成される。2015年9月に国連サミットで採択された。
	オープンスペース	公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間で、心理的な潤いを人々にもたらず空地（くうち）。
カ行	協議会	都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うために、都市公園法に基づいて公園管理者が組織することができる会議体。各構成員には、協議が整った事項について尊重義務が生じる。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。（国土形成計画における定義）
	公園設置管理許可制度	事業者が売店やレストランなど、設置公園管理者以外の者に対して都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度。
	公募設置管理制度 （Park-PFI）	飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する制度。
サ行	CSR（企業の社会的責任）	「Corporate Social Responsibility」の略語。一般的には、企業による環境活動、ボランティア、寄付活動などの社会貢献活動をいう。
	指定管理者制度	地方公共団体の公の施設において、民間法人その他の団体を指定し、その管理権限を代行させる制度。（民間の能力・技術などを活用して、公共施設の管理・運営を行う。）
	市民緑地	都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図ることを目的として、一定期間、住民等の利用に供するために設置・管理する緑地または緑化施設。本計画では、市民緑地契約制度や市民緑地認定制度に基づき設置されるものを指す。
	市民緑地契約制度	民有地の緑化や緑地の保全を目的として、行政が土地所有者と契約を締結し、地域住民の利用に供する緑地を設置・管理する制度。
	市民緑地認定制度	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

	集約型都市構造	郊外への市街地拡大を抑制し、生活に必要な諸機能・施設などが住まいの身近にあり、鉄道やバスなどの公共交通が充実し、それらの都市機能の集積地及びその周辺に人口が集積した、効果的で持続可能な都市。
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。「生物多様性条約」では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。
ナ行	ニューノーマル	日常生活、経済・社会のあり方、行動様式や意識など、新型コロナ危機が及ぼす多方面にわたる影響に対応した新しい生活様式。
	農地バンク制度	農地の遊休農地化の防止、新たに就農しようとする方への支援、都市住民の農への関わりの促進などを目的として、農地の所有者に耕作や管理が困難になった農地を登録してもらい、その情報を農地の借受を希望する方に提供することで貸借を支援する制度。
	農用地区域	農業振興地域内の土地で一定の条件を満たし、今後概ね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。
ハ行	パークマネジメントプラン	東浦町がめざす公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、住民や事業者と連携しながら住民の視点にたって整備、管理していくというパークマネジメントの考え方に立ち、わかりやすい目標設定、多角的な事業展開、結果の評価による継続的な改善を図るための計画。
	東浦自然環境学習の森	緒川地区の新池周辺約17haの面積で、ため池や水田、草地、樹林などが一体となり多種多様な生きものが生息している場所。東浦町に残る里地里山環境の拠点として、各種団体と行政とが協働により保全活動を行っている。
	東浦町樹木等保存要綱	東浦町の自然環境を維持し、住民が快適な生活を営むために必要な樹木及び樹林を保護育成することを目的に、東浦町が指定した樹木や樹林の管理に対して補助金の交付を行うために必要な事項を記した文書。
	東浦町緑化推進事業補助金	愛知県が行なう「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用して、民有地の建物や敷地の緑化を進めるために、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化及び生垣設置に費用の一部を補助するもの。
	保安林	木材の生産という経済的機能よりも、公共福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。例として、公衆の保健・衛生に貢献することを目的とする「保健保安林」などがある。
	防災・減災	防災とは、災害による被害を出さないことをめざす取組み。減災とは、ある程度の被害の発生を想定した上で、その被害を最小化するための取組み。
ヤ行	遊休農地	現在、耕作のために使用されておらず、引き続き耕作のために使用されないと見込まれる土地。
ラ行	緑化地域	良好な都市環境の形成のために、建築物の敷地内に緑化を推進する必要がある区域として都市計画に定めるもの。一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う際には、敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられる(緑化率規制)。
	緑化重点地区	緑化の推進を重点的に図るべき地区として、緑の基本計画に任意に定める事項の1つ。当該市町村の緑地の状況などを勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めるもの。
	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度	NPO法人やまちづくり会社など地方公共団体以外の団体が、緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組みを推進することができる。



東浦町緑の基本計画 2021 ▶ 2040

東浦町建設部都市整備課
発行：2021年3月